

報告第20号

専決処分の報告について（損害賠償額の決定）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年12月3日報告

小松島市長 濱 田 保 徳

## 損害賠償額の決定について

公用車運転中の事故に関し、市の義務に属する損害賠償額を次のとおり決定する。

損害賠償額	1,085,813円
相手方	徳島日石株式会社
事故発生年月日	平成30年8月24日
事故発生場所	小松島市小松島町字中筋11番地の1地先
事故の概要	

事故発生場所の交差点において、東方向に進行する公用車と南方向へ進行する相手方車両が出会い頭に衝突したものの。

平成30年11月12日 専決第13号

小松島市長 濱田 保徳